様式第3号(第5条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

身延町長

民間保育所施設整備事業費補助金不交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付で交付申請のあった民間保育所施設整備事業費補助金について、下記の理由により交付しないことを決定したので通知します。

記

1　交付しない理由

(教示)

　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、身延町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消を求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に身延町を被告として地方裁判所に(訴訟において身延町を代表する者は身延町長となります。)当該訴えを提起することができます。